

株式交換に係る事前開示書類

(会社法 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

令和 3 年 9 月 7 日

ジャパンベストレスキューシステム株式会社

令和 3 年 9 月 7 日

株式交換に係る事前開示事項

名古屋市中区錦一丁目 10 番 20 号
ジャパンベストレスキューシステム株式会社
代表取締役 榊原 暢宏

当社は、令和 3 年 9 月 30 日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社 TSUNAGU（本店所在地：東京都新宿区四谷二丁目 12 番 5 号、以下「TSUNAGU」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 1 号）

別紙 2 のとおりです。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 3 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 4 号）

該当事項はありません。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 5 号）

本株式交換は会社法第 799 条第 1 項の規定の適用を受けないため、該当事項はありません。

別紙 1

株式交換契約書

ジャパンベストレスキューシステム株式会社（住所：愛知県名古屋市中区錦一丁目 10 番 20 号、以下「甲」という。）及び株式会社 TSUNAGU（住所：東京都新宿区四谷二丁目 12 番 5 号、以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式の全部を取得するものとする。

第2条 （本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式数の合計に 96.415 を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、新株の発行に代えて、その所有する自己の普通株式を前項の規定に基づいて、乙の株主に割当交付するものとする。
3. 前二項の規定に従って本割当対象株主に割り当てられるべき甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第 234 条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第3条 （甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従って、甲が別途適当に定める金額とする。

第4条 （効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021 年 9 月 30 日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議して合意の上、これを変更することができる。

第5条 （本契約の承認に係る株主総会）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本契約について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。但し、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約につき甲の株主総会による承認が必要となった場合は、甲は、効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認を得るものとする。

2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約について会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得る。

第6条 （会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、本契約において別途定めるものを除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議して合意の上、これを行う。

第7条 （剰余金の配当）

甲及び乙は、本契約締結日以降、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

第8条 （本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 会社法第 796 条第 3 項の規定により本契約につき甲の株主総会による承認が必要となった場合において、効力発生日の前日までに甲の株主総会の承認が得られない場合
- (2) 効力発生日の前日までに、第 5 条第 2 項に定める乙の株主総会又は法令で定める関係官庁の承認が得られない場合
- (3) 次条に従い本契約が解除された場合

第9条 （本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、(i)天災地変その他の事由により甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、(ii)本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生又は判明した場合等本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議して合意の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 （協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関して必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議して合意の上、これを定める。

(以下余白)

本契約締結の証として本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

2021 年 7 月 27 日

甲：愛知県名古屋市中区錦一丁目 10 番 20 号
ジャパンベストレスキューシステム株式会社
代表取締役 榊原 暢宏



乙：東京都新宿区四谷二丁目 12 番 5 号
株式会社 TSUNAGU
代表取締役社長 柘植 純史



別紙2 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項

当社は、本株式交換に際して、会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め
の相当性に関して、次のように判断しております。

1. 本株式交換において交付する株式の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項
(1) 本件株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	TSUNAGU (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る株式交換比率	1	96.415
本株式交換により交付する株式数	普通株式；19,283株（予定）	

(注1) 株式交換比率

本株式交換においては当社の普通株式1株に対して、TSUNAGUの普通株式96.415株を割
当て交付いたします。なお、上記の本株式交換に係る株式交換比率は、算定の根拠
となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、当事会社間で協議の上、変更すること
があります。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、当社普通株式19,283株を割当て交付する予定です。
なお、当社が保有する自己株式を充当する予定です。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

当社の株式価値については、当社が上場企業であることを勘案し、市場株価法に
より、算定基準日を2021年7月26日とし、東京証券取引所市場第一部における算
定基準日終値に、算定基準日までの1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月の各期間における市
場終値の出来高加重平均を勘案し、813円から1,034円と評価しました。

一方、TSUNAGUの1株あたりの株式価値については、TSUNAGUの普通株式が非上場
株式であることを勘案して、第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバ
イザーズ株式会社に株式価値評価を依頼しました。東京フィナンシャル・アドバ
イザーズ株式会社は、同社が非上場会社であることを鑑み、将来の事業活動の状

況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法を採用して算定を行いました。なお、当該算定の基礎となる将来利益計画については、過年度実績を基準として、TSUNAGUが策定した計画を基礎としております。

なお、TSUNAGUは、2020年10月1日に株式会社アクトコール（以下「アクトコール」といいます。）のコールセンターに関する事業を分社化し設立されており、分社後間もないことから、費用按分、職務分掌、本部機能が、流動的な状況であること等を理由として、株式価値の算定にあたってはアクトコールと一体として評価を行い、当該株式価値を2021年6月末日時点の両社の純資産の比率で按分し、TSUNAGUの株式価値といたしました。当該算定によると、株式交換比率の算定の基礎となる1株あたりの価格レンジは、TSUNAGUは85,667円から108,735円です。

当社は、当社の株式価値及び東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社によるTSUNAGUの普通株式の価値の算定結果を参考に、TSUNAGUの財務の状況、資産の状況、財務予測等の将来の見通しを踏まえて、TSUNAGUと慎重に協議を重ねた結果、上記の株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

2. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により、増加すべき当社の資本金及び準備金の額は、次のとおりです。以下の資本金及び準備金の額は、当社の財務状況、機動的な資本政策の遂行その他の諸事情を総合的に勘案した上で決定したものであり、相当であると判断いたしました。

（1）増加する資本金の額

0円

（2）増加する資本準備金の額

法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額

（3）増加する利益準備金の額

0円

別紙 3 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類の内容

貸借対照表

(2020年10月1日現在)

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	26,538,773	流動負債	33,107,890
未収入金	26,487,841	リース債務	653,184
立替金	50,932	未払金	1,841,712
短期貸付金		未払費用	21,988,992
立替金		賞与引当金	8,624,002
固定資産	19,437,141	固定負債	2,868,024
有形固定資産	19,437,141	リース債務	762,048
建物	16,746,269	長期未払金	2,105,976
工具、器具及び備品	2,690,872	負債合計	35,975,914
無形固定資産	0	(純資産の部)	
投資その他の資産	0	株主資本	10,000,000
繰延資産	0	資本金	10,000,000
		資本剰余金	0
		利益剰余金	0
		自己株式	0
		新株予約権	0
		純資産合計	10,000,000
資産合計	45,975,914	負債・純資産合計	45,975,914